

## 住友林業グループの森林認証への取り組み

住友林業株式会社 資源環境本部山林部 新野 彬子

### はじめに

昨今日本では、2016年5月の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の成立に代表されるように、木材・木材製品の合法性、持続可能性の確認が強く求められている。また、それらを客観的に証明する手法として、環境や社会的側面に配慮した森林管理を行う経営体を第三者機関が認証し、その森林から生産された木材の選択的購買を通じて持続可能な森林経営を支援する「森林認証制度」は、透明性の高く責任ある森林管理・木材調達をもたらすアプローチの1つとして各国で導入が進められてきた。

住友林業グループでは、国内社有林におけるSGEC森林管理認証の取得に代表されるように、川上の山林経営、川中の木材流通、川下の木造住宅の各事業において、森林認証の取得と認証材の利用拡大を推進してきた。本稿では、森林認証面積の拡大とともに山林管理の充実を図ってきた国内山林事業を中心に、当社グループの森林認証への取り組みを紹介するとともに、実際に森林認証を保有する一企業として、森林認証制度の果たす役割や課題、今後の展望について所見を述べる。

### 住友林業グループ及び国内社有林の概要

住友林業グループは、1691年の別子銅山の開坑に伴い銅山備林経営を開始したことに事業の端を発する。創業以来当社グループでは、森を育みながら木を活用し続ける「保続林業」の理念のもと、1950年代には木材・建材の流通及び製造業を、1970年代には住宅及び住関連事業を開始し、国内外で事業規模の拡大を図ってきた。近年は、木の持つ新たな可能性を追求すべく、バイオマス発電事業や木化事業といった新事業も展開している。木に関する川上から川下までの垂直統合型のビジネスを展開しているのが、当社の事業モデルの特徴である。

また当社グループは、図-1に示す通り、全国に46,433ha（日本の国土の約900分の1）の山林を所有している。全国の社有林の中で最も広い面積を持つ北海道山林は、紋別市・興部町・雄武町・稚内市に分布しており、カラマツの皆伐・トドマツの間伐を主体とする人工林施業と、林分施業法を取り入れたトドマツ・ナラ・カバ等を主体とする天然林施業を実施している。

### 当社グループの森林認証取得状況（FM認証）

国内社有林(以下、社有林)を統括する当社山林部では、2006年9月に当時所有する全山林(40,246ha)においてSGEC(緑の循環認証会議:Sustainable Green Ecosystem Council)森林認証のFM(森林管理:Forest Management)認証を取得した。全国に広がる社有林を対象に一括して森林認証を取得した<sup>※</sup>のは、当社グループが国内で初めての事例である。なお、当時数ある森林認証の中でもSGEC森

林認証の取得を選択したのは、温寒帯林の管理基準であるモンリオールプロセスを参考にし、日本独特の気候風土や自然条件に則した基準を持つSGECが社有林の認証制度として相応しいと判断したためである。

※四国社有林にてゴルフ場に供している森林は除く。

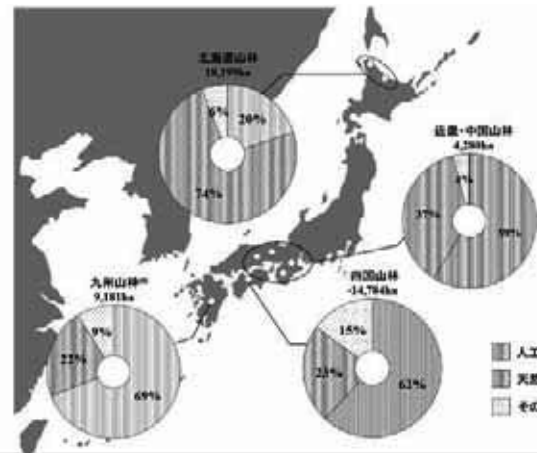


図-1 国内社有林の分布図(2016年4月1日現在)

社有林における森林認証取得の契機は、「小面積皆伐の導入」という施業方針の変更であった。1991年以降社有林では、森林資源の充実を図る非皆伐施業を長期に渡り実施してきたことで、人工林の資源充実度が高まり、多くの材が収穫期を迎え始めていた。しかし、当時まだ一般には「皆伐」に対する理解が十分に得られていなかったこともあり、新たに導入する「小面積皆伐による循環施業」が、社有林経営の基本方針である「自然環境に配慮した持続可能な森林経営」と矛盾しないことを客観的に証明する必要があった。山林部では当時、森林法に基づく森林施業計画の認定とISO14001による環境管理システムの森林経営部門の認証を取得していたため、社有林管理における環境と資源の持続可能性は十分に評価されているという見方もあったが、森林のパフォーマンスを直接的に評価する森林管理認証を取得することで、社有林経営の持続可能性の証明をより確固に出来ると考えたのである。以降山林部では、新たに取得した山林においても同様に認証の取得を進め、2016年9月現在社有林の認証面積は46,214haに達している。今後も社有林の森林認証カバー率100%を継続すべく、認証面積の拡大を図る方針である。

当社グループは海外においても山林事業を展開しており、2016年4月現在、インドネシア・パプアニューギニア・ニュージーランドにおいて約230,000haの森林を保有・管理している。当社のグループ会社であるインドネシアのKTI社(PT. Kutai Timber Indonesia)では2008年12月に、パプアニューギニアのOBT社(Open bay timber Ltd.)では2011年9月に、それぞれが管理する森林においてFSC(森

林管理協議会：Forest Stewardship Council) の FM 認証を取得した。パプアニューギニアでの植林樹種はカメレレ (*Eucalyptus deglupta*) であり、同国では植林木を取扱う事例における初めての認証取得となった。2016 年 9 月現在、海外における当社の FSC 森林管理認証の取得面積は約 50,925ha となっている。

**当社グループの森林認証取得状況 (CoC 認証)**

当社グループが取得している CoC (Chain of Custody:加工・流通過程の管理) 認証の一覧を表-1 に示す。海外では国内に先駆け CoC 認証の取得を進めており、当社木材建材事業本部とオーストラリアの Alpine 社では、FSC とともに PEFC (PEFC 森林認証プログラム：Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) の CoC 認証を取得している。このように当社グループでは、認証材が標準仕様となりつつある国際流通市場における競争力を保持するため、各国で認証の取得と認証材の安定供給体制の構築を進めている。

表-1 当社グループの CoC 認証取得状況

組織名	認証制度	取得年月日	認証機関
住友林業㈱ 木材建材事業本部 営業管理部	FSC	2006/3/1	(財)日本ガス機器検査協会 (JIA)
	PEFC	2008/9/1	(財)日本ガス機器検査協会 (JIA)
住友林業㈱ 住宅事業本部 資材物流部	SGEC	2007/10/1	日本森林技術協会 (JAFTA)
住友林業フォレストサービス㈱ 製品統括部	SGEC	2006/9/25	日本森林技術協会 (JAFTA)
住友林業クレスト㈱	FSC	2009/12/1	SGS
	SGEC	2007/12/26	日本森林技術協会 (JAFTA)
Alpine (オーストラリア)	FSC	2004/9/1	Rainforest Alliance
	PEFC	2011/2/1	EWPA
NPL (ニュージーランド)	FSC	2009/6/22	QMI-SAI CANADA LIMITED
KTI (インドネシア)	FSC	2005/1/10	BM TRADA
RPI (インドネシア)	FSC	2012/10/15	MUTUAGUNG LESTARI
SF (インドネシア)	FSC	2012/11/23	MUTUAGUNG LESTARI
SFシンガポール	FSC	2008/1/28	Rainforest Alliance
SF大連	PEFC	2014/11/17	SGS

**国内山林事業における森林管理認証基準への対応**

SGEC 森林認証では、持続可能な森林管理認証規格の具体的な要求事項として表-2 に示す 7 つの基準<sup>(1)</sup>が設けられている。本稿では、当社山林部における上記基準への対応について、いくつか事例を挙げて紹介する。

まず、基準 1 の「認証対象森林の明示及びその管理方針の確定」への対応だが、山林部では、都道府県の森林簿に相当する独自の「森林調査簿」を整備し、社有林の森林情報の一元管理と年次更新を行っている。また、森林調査簿を森林管理データマップシステムという森林 GIS を接続させることで、最新の社有林の図面や施業履歴・林道台帳等を管理している。認証規格の要求する森林管理計画としては、森林経営計画の属人計画とともに、当社独自の 5 年間の施業計画を樹立しており、現在は「第 10 次森林施業計画」の定める施業方針やゾーニング、伐採計画に基づいて施業を実施している。

次に、SGEC の要求事項の中でも特に重視されている基準 2 の「生物多様性の保全」への対応である。山林部では、2006 年の認証取得時に「生物多様性に関する基本方針」を策定し、その後も「天然林施業マニュアル」や「樹洞木の取り扱い指針」等、各種マニュアル及び指針の整備を進めてきた。また、社有林の分布する地域ごとに「住友林業社有林レッドデータブック」を整備しており、社員だけでなく、請負事業者の作業員にも付帯を義務付けている (図-

表-2 SGEC 森林管理認証の 7 つの要求事項

基準1	認証対象森林の明示及びその管理方針の確定
基準2	生物多様性の保全
基準3	土壌及び水資源の保全と維持
基準4	森林生態系の生産力及び健全性の維持
基準5	持続的森林経営のための法的、制度的枠組
基準6	社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与
基準7	モニタリングと情報公開

2)。実際に、皆伐作業や山林調査時に社有林レッドデータブックに記載されている動植物を発見した際は、移植等の適切な保護処置を取っている。また 2008 年からは、小面積皆伐跡地の生物多様性の回復状況を調査する「生物多様性モニタリング調査」を開始し、2015 年度までに全国に分布する各山林 (図-1) において計 8 回の調査を実施した。2016 年度からは新たな試みとして、社有林における猛禽類のモニタリング調査と生育適地評価も開始している。

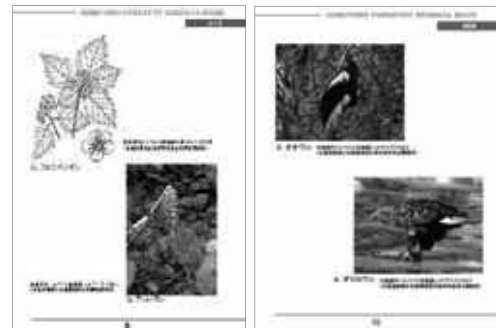


図-2 住友林業社有林レッドデータブック

次に、基準 3 及び基準 4 の「土壌及び水資源の保全と維持」・「森林生態系の生産力及び健全性の維持」への対応である。基準 3 は、FSC と SGEC いずれの FM 認証の審査でも指摘事項が多い項目であり、日本の森林管理の主要課題の一つである<sup>(2)</sup>ことが指摘されている。山林部では本基準に対し、「水辺林管理マニュアル」を策定し、水際斜距離で概ね 15m の範囲を水辺林管理区域として保護する方針を定めている (図-3)。また、森林管理データマップシステム上に水辺林管理レイヤを整備することで、施業開始前の現地確認等に活用している (図-4)。更に、先述の当社独自の第 10 次森林施業計画では、「一箇所あたりの皆伐限度面積は原則 10ha 以下」とするとともに、「隣り合う林分



図-3 水辺林として保護した人工林 (北海道)

を皆伐する際は、隣接林分の苗木の活着が確認出来た後」と定めており、森林生態系に配慮した小面積皆伐と伐採後の確実な更新を徹底して行っている。

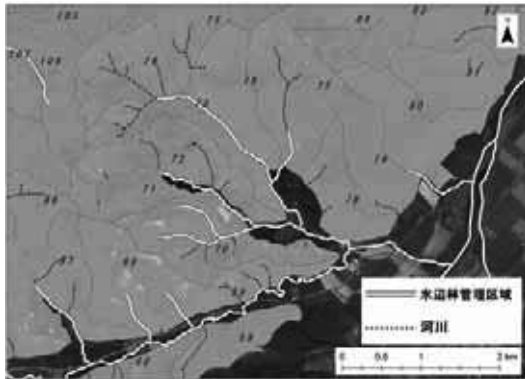


図-4 GISによる水辺林管理区域の抽出(北海道)

続いて基準5の「持続的森林経営のための法的、制度的枠組みへの対応」であるが、本基準はPEFCとの相互承認に伴う規格の移行により、2015年度以降の審査で特に重視された項目の一つである。山林部では、山林経営を行う上で遵守が必要となる関連法規の一覧表を年1回更新するとともに、各現場において法令の遵守状況を毎年確認している。また北海道山林では、地元の紋別地方の歴史や民族に関する講義を社員が受講するとともに、社有林内に所在する川や地名の由来等を理解する取り組みも始めた。労働安全については、社員及び請負事業体の作業員全員が参加する安全大会を年2回実施し、専門家による労働災害に関する講義や、安全作業に関する現場指導を受けている。安全大会の中では、各作業指針やマニュアルの内容が実際の施業に適切に反映されるよう、SGECの各基準や水辺林・生物多様性の保全について社員が作業員に直接説明を行っている。

このように山林部では、森林認証取得以後も、各種指針やマニュアルの整備、審査指摘事項の是正、社員及び請負事業体の作業員への環境教育、新規格への適切な対応、というように、認証を維持する各プロセスにおいて自らの山林管理の見直しを積極的に行ってきた。同部では、今後も認証の維持・拡大を図りつつ、環境と共生した持続可能な森林管理のあり方を追求していく方針である。

#### 持続可能な木材の利用促進への取り組み

当社グループでは、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、取扱木材・製品の合法性確認100%を維持するとともに、国産材や植林木・認証材を中心とした森林からの木材調達を推進してきた。また、2015年7月には上記方針の改訂を行い、現在は木材以外の建築資材・製品原材料や商品の調達も含めた「住友林業グループ調達方針」に基づき調達を進めている。

まず、川中における森林認証への取り組みとして、国内外における木材流通事業の事例を紹介する。当社グループにおいて社有林材をはじめとする国産材丸太・製品の流通及び販売を行う住友林業フォレストサービス社では、2006年に国内社有林と同時にSGECのCoC認証を取得した。同社では、2013年度までに約115,000m<sup>3</sup>の認証材丸太の販

売を行っているが、更なる認証材取扱量拡大を目指し、2015年度現在35,000m<sup>3</sup>である認証材取扱量を、2020年までに85,000m<sup>3</sup>に増加させることを目標としている。また、主に輸入材の仕入れと販売を行う当社の国際流通営業部では、2006年にFSCのCoC認証を、2008年にPEFCのCoC認証を取得し、輸入材における森林認証材販売比率向上を推進している。2014年度の同部の製品グループにおける認証材の取扱数量は、全体の約70%に及ぶ約525,000m<sup>3</sup>に達した。同部の原木グループでは、2014年現在の認証材の取扱実績は約30%に留まるものの、今後も認証材比率の高い米加材やNZ材を継続的に取扱うことで、認証材販売比率の引き上げを図る方針である。

続いて川下の取り組みとして、認証材を使用した住宅販売に取り組む国内住宅事業の事例を紹介する。2007年に当社住宅部門及び提携プレカット工場30社がSGECのCoC認証を同時取得したことで、当社住宅の柱・土台などの対象製品に、持続可能な森林からの調達木材であることを示す「SGECマーク」を表示することが可能となった(図-5)。また、建築した顧客に対して、環境に配慮した木材を使用して建築した住宅であることを証明する「SGEC森林認証材・使用証明書」の発行も可能となっている。



図-5 SGECマークを表示した認証材柱の例

これを受け、2008年より札幌支店では認証材を使用した住宅の販売を開始し、紋別社有林産を含む認証材カラマツを集成材として加工した大壁管柱を標準仕様とすることで、2014年度までに累計1,035棟(一部東北エリアにおける販売を含む)の認証材使用住宅を販売した。また2009年には、北海道における森林認証材の利用拡大を目指し、近隣の大規模山林所有会社の社有林から出材する認証材を住友林業の住宅に使用する協定を締結した。大規模山林を所有する民間企業による初めての共同事業となった本取り組みは、森林認証材を核とした地域山林の団地化のモデルとなる先進的な事例だと考える。

#### 森林認証を取り巻く課題と今後の展望

本稿で紹介したように、創業以来当社グループでは「持続林業」の理念のもと、経済・社会・環境に配慮した責任ある山林経営・木材調達を推進してきた。このように、当社グループの事業理念と森林認証の理念は元来合致しており、これまで川上から川下の各事業において滞りなく森林認証の取得を進めてきたことは、上記理念に基づく事業活動が実現されていることが評価されたものである。

一方で日本では、環境先進国である欧州と比べて森林認証制度の認知度が低く、一般にはその意義や理念が浸透していないのが現状である。平成 27 年度に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用による意識・意向調査<sup>3)</sup>」では、「森林認証という言葉やロゴマークを知らない」という消費者が、モニター全体(900人)の約7割を占めることが報告された。また、林業者(全122人)を対象とした森林認証の取得に向けた意向調査では、新たに森林認証の取得を考える林業者の割合とそうでない林業者の割合はほぼ同数であり、林業者の森林認証取得を阻害する最大の要因は「森林認証材が十分に評価されていないこと」であることが報告されている。

また、国内における森林認証の課題として「森林認証への認知度の低さ」とともに指摘されるのが、「認証材の安定供給」の問題である。実際に、当社グループの住友林業フォレストサービス社では、依然として国内の認証山林が少ないことから、近年、認証材丸太・製品ともに限定的な取扱いになっている。同様の理由から、国内住宅事業においても、全国の約6割<sup>4)</sup>の認証材が分布する北海道以外の事業拠点では、認証材住宅販売体制の構築が困難であるのが実状である。

①認証材が少なく安定調達が望めないため、認証製品の取扱数量が伸びない。②認証材使用住宅や製品の広汎なPRが出来ず、消費者の森林認証への認知度が進まない。③認証取得によるメリットが見えず、森林認証への新規参入を見送る事業体や撤退を選択する事業体が増加し、認証材の安定供給がより一層望めなくなる。このような課題の負の循環が、国産認証材のサプライチェーンの構築を阻害していると考えられる。

一方で、近年森林認証の取得を後押しする動きも広がっている。2020年の東京五輪・パラリンピックでの認証材の需要を見据え、国や都道府県が次々と森林認証の普及・取得支援事業を進めている。実際に、2014年2月には約122万haであったSGEC森林管理認証面積は、2016年10月には約152万haに増加し、CoC認証の取得事業体数は今年度に入り364件から446件に増加した(緑の森林認証会議の公開する認証取得状況データ<sup>5)</sup>を元に算出)。また、2016年6月のPEFCとの相互承認によるSGECの国際化や、プロジェクト単位でCoC認証を取得出来る「プロジェクトCoC認証」の仕組みが各認証スキームで整うなど、認証制度側の拡充も進みつつある。東京五輪・パラリンピックという国民的行事を契機に、日本でも持続可能な木材調達の重要性が広く理解されることで、消費者の選択的購買による認証材の価格プレミアムの発生が期待される。

また、上記取り組みの効果を更に高めるためには、次に挙げる3つの視点が重要だと考える。一つ目は、「各認証スキーム間の連携と特徴の明確化」である。2013年9月に東京五輪・パラリンピックの開催が決定して以来、FSC・PEFC・SGECの三者は共同で、五輪関連施設や印刷物などの資材に認証材を使うようPR活動を重ねてきた。これらの精力的な取り組みにより、日本における「森林認証制度」そのものの認知度や事業体の認証の新規取得への意欲は高まりつつあるといえる。一方で、上記3つの枠組みに代表される個別の認証スキーム間の違いや特徴の理解は、未だ進んでいないのが現状である。今後は、消費者も含めた

森林認証への新規参入者が、個々の理念や事業モデル、予算に応じた選択が出来るよう、各認証スキームの特徴や審査プロセスを明示することが重要だと考える。二つ目は、「認証材の出口を見据えた効率的な認証の取得」である。五輪効果もあり、近年森林認証を新たに取得する団体が増加しているが、森林認証材を消費者のもとへ届けるためには、森林から消費者までの生産・加工・流通の全ての段階を認証の鎖で繋ぐことが必要となる。北海道の網走西部流域のように、流域関係者が一体となり、グループ認証等の制度も活用しながら戦略的に認証の取得を進めた事例があるが、今後はこのような地域一体型の面的な認証取得がより重要になると考える。三つ目は、「認証の取得・維持プロセスの円滑化」である。これは、2016年6月のSGECとPEFCの相互承認に伴う移行手続きを経て感じたことであるが、五輪開催に向けて今後活発化が見込まれる森林認証をめぐる多様な動きに、柔軟かつ迅速に対応できるような体制作りを求めるものである。

## 終わりに

森林認証制度はその設立以来、制度の基盤整備と見直しを継続的に行うことで、持続可能な山林管理・木材調達を証明する有効な手段として、各国でその地位を確立してきた。一方で、森林認証制度の歴史はまだ20年程度であり、制度として今後の更なる発展が期待される。これからの森林認証制度に必要なのは、森林認証の各関係者が、それぞれの立場から一歩進んだ取り組みを実践していくことである。例えば、認証制度と認証取得者を繋ぐ役割を持つ認証機関には、山林管理・木材調達の現場と各基準を総合的かつ批判的に照合し、認証取得者に審査結果を的確にフィードバックすることや、認証管理団体と各基準や審査手法について積極的に意見交換を行うことが求められる。また、我々認証取得者には、認証取得後も自らの山林管理・木材調達のあり方を継続的に見直す能動的な姿勢が求められる。各認証取得者が、認証取得時のパフォーマンスを維持・向上させる努力を継続的に行うことが、森林認証制度そのものの価値を高めることに繋がると考える。例えば、異なるスキームで森林認証を取得する事業体と各々の取り組みについて情報交換を行うなど、自らの事業活動を新たな角度から検証することも有効ではないだろうか。

今後、森林認証に参画する各主体による、認証スキームの枠を越えた更なる協働によって、「森林認証制度」と「持続可能な山林管理・木材調達」の重なりが限りなく広がっていくことを願う。

## 引用文献

- (1) 緑の森林認証会議(2016)SGEC文書, 144pp
- (2) 坂本朋美・芝正己(2009)森林の経営管理に与える森林認証制度の初影響について 国内の2認証スキーム(SGEC, FSC)の認証審査結果分析から. 森林応用研究 18: 9-14
- (3) 農林水産省(2015) [http://www.maff.go.jp/j/finding/mind/pdf/sinrin\\_27.pdf](http://www.maff.go.jp/j/finding/mind/pdf/sinrin_27.pdf)
- (4) 北海道庁(2016) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/ninshousyutokujoukyou.pdf>
- (5) 緑の森林認証会議(2016) <http://www.sgec-eco.org/>